

高井戸中学校支援本部規約

(名称)

第1条 この組織は「高井戸中学校支援本部」（以下本部会）と称する。

(目的)

第2条 「本部会」は、生徒の健やかな成長を願い、高井戸中学校の教育活動の更なる充実に向けて学校と協働し、支援活動を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本部会は、学校の依頼を受け、次のような活動を行う。

- (1) 教育課程における体験的な学習のコーディネート（活動支援）
- (2) 特色ある教育活動の支援（授業、特別活動、部活動等活動支援）
- (3) 各種検定の実施と運営（学力振興）
- (4) 学校図書館運営（環境、設備振興）
- (5) ホームページの更新（運営協働）
- (6) 土曜日学校の企画・運営（学力振興）
- (7) その他、校長が活動内容として認めたもの

(組織)

第4条 本部会は、保護者や地域の教育支援団体の代表、その他4、校長が必要と認められた者10名程度で構成する。

(1) 役員会及び事務局

役員会は委員長1名、副委員長2名、事務局長1名、庶務・会計2名、監査2名の計8名をもって構成し、校長を特別顧問とする。

- ① 役員会は各事業の方針を示し、活動を統治する。
- ② 事務局は高井戸中学校内におき、事務局長は活動の進行管理と連絡・調整をする。事務局には若干の事務局員を置くことが出来る。
- ③ 委員長は本会を代表し、役員会及び本部会を招集する。
- ④ 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時は代理を務める。
- ⑤ 庶務・会計は諸会議の通知を行うとともに、会計業務を行う。
- ⑥ 校長は随時会議に出席し、意見を述べることができ、会議の招集もできる。

(2) 本部委員及び役員の任期

任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(3)「高井戸中学校支援本部」は、以下の諸団体の代表で組織する。

- ①高井戸中学校 PTA
- ②高井戸中学校同窓会
- ③高井戸中学校図書館ボランティア
- ④高井戸中学校区地域教育連絡協議会
- ⑤高井戸中学校担当青少年委員
- ⑥高井戸中学校運営協議会委員
- ⑦アンネのバラ・サポーターズ
- ⑧その他、規定に則り新規に参加を認められた NPO 及び団体

(会議)

第5条

- (1) 会主旨に則る活動、高井戸中学校の教育支援の活動について協議し決する。
支援要請者は必要に応じて会議に出席することが出来る。
- (2) 決議は、出席者の過半数をもって成立する。同数の場合は、会長が決定する。

(運営)

第6条 杉並区からの活動費及び他公共団体の補助金、関係諸団体・個人からの寄付金等で運営する。

第7条 会計年度は、通常4月1日に始まり3月31日に終わる。」

第8条 会計は、年度末に7監査を受ける。

第9条 規約の改正は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

第10条 その他、運営に関する細則は、役員会が決定する。

附則 本規約は、平成20年4月1日から施行する。

本規約は、平成21年5月5日から一部改正施行する。

本規約は、平成22年1月13日から一部改正施行する。

本規約は、平成28年4月1日から一部改正施行する。